

(医療機器等) について修正条文案 (大澤委員案)

第19条第2項の次に、次の1項を追加する。

- 3 乙は、医療機器等の更新が遅れ、市民から最新の医療を受ける機会を奪うことのないよう、医療機器等の更新には常に注意を怠らないこととする。